

は、特に業績が顕著、顕著な長期勤続の本市の吏員について行うというところでございます。第四条の五号で、市の吏員として満二十五年以上勤務し、在職中、特に業績が顕著な者であつて、市長が福生市表彰審査委員会に諮り、その推荐のあつた者と、このうらふらに「顕著である」というところがありつてあります。それから、これに関連しますので、五条には、じゃあどういふことが書いてあるかと言つて、五条は職員表彰ですが、職員表彰は、本市職員として満十五年以上勤務し、その成績優良と市長が認めた者に対して行うということが、条例本文そのものです。

、このうらふらになつておりますけれども、御承知のように、すでに制定以來二十五年もなつておるわけですが、したがつて時代に合ふ、いろいろな点があるんじゃないかと思つておるわけですが、この間に、三十三年九月三日の条例三号で制定されましたが、その後五回にわたつて一部改正がなれておりますけれども、私は、これから主に二つの点について考へ方をお聞きしたいと思つておるわけでございます。

まず第一点として、職員のこの自治功労者としての表彰について、制定當時と職員数におしても、また一般に職員の数は多くなり、いろいろな面で大きく変わつておるし、当時と比べると職員はもう増員されております。これをつつと三十三年ごろの当時の職員は五十三人、現在は定数条例によれば四百四十二人、一般会計の予算だけでも、これは三百七十五人、それにプラス、特別会計の職員が入るわけですが、このうらふらに、これをつつととまは五十三人だったのが、もう四百五十五人にもなつておるというふうに変つておる。したがつて當時は、二十五年勤続、まことに数少ないという実情で、実態で制定されたわけでございますが、このままでいくと、これから数年、あるいは十年ぐらゐ先、あるいは十三、四年先には、一年に、この現状の条例のままで進めば一年に五十人から七十人の職員に自治功労者を送らなければならぬ、このうらふらになります。これはもう、七十六人も一年に入つた年がありますし、したがつて五十人も七十人も自治功労者を職員が受けるというところになる。これは結構だと思つて、けれども、したがつて、このうらふらも考へて、またまことに自治表彰というのと自体、自治に功労というところの内容について、もう少し再検討すべし、時期が

来てゐるんじゃないかと、私は、こんなふうに思ひわけであります。そうしたことか一つありますが、果たして自治功労者として、自治に功労というものに当てはまるのかどうかといふことが疑念を持つようになつてゐるわけではあります。

それから、先ほど五条の關係の、十五年以上の職員表彰と、これを私は条例の本文を読んだわけですが、職員は十五年勤続者は職員表彰がある。しかもそれで二十五年以上勤務して退職すると、今度は自治功労者として自治功労表彰が出される。まことに、これも、重ねて表彰です。かう結構な表彰であると思つます。けれども、それでは片方において、同じ自治功労者として表彰され自治功労者をいなく者として、この議会内にもおりますけれども、議員として、あるはその他の行政委員その他の者は、途中の一般表彰はこれはないわけです。たとえば議員の五期の方もおりますけれども、二十年勤めても退職して初めて自治表彰という事になるんです。十年勤めながら議員としての一般表彰というものはないと。片や職員は十五年勤めれば一般表彰として表彰されて、さらに退職した場合には自治功労者として表彰される。こゝういふことを考えますと

先ほど申し上げたようなことともに、もうすでに長期間そのままであるので、条例そのものを再検討すべき時期じゃないかと、こゝういふふうに思ひわけであります。

さらに希望を申し上げますと、われわれ議員が一期終わることに昭和何年何月何日から昭和何年何月まで四年間、市政に寄与されたといふことで感謝状をもらう。したがってすでにこの中では同じような四年間市政に寄与されたといふ表彰状を四つももらうに、四つあるけれども、すぐ来年になると五つ、同じような四年間といふものかずらうと、掛け場所もないような四年間、四年間が出てくるわけです。これらも少し考えたら、議員をやめられたといふ者は一期四年間でもよろしいし、二期目でやめられた者は二期八年になる。それよりよいことで、議員をやめられた時点で、この感謝状を出すことがよろしいんじゃないかと。これは議員ばかりでなく、ほかの行政の委員に対しても、そうすべきじゃなかろうかと、こんなふうに私は思ひわけです。感謝状の今度は重みが違つてくると思うんです。四年間を四つも五つも掲げて、それも四年間、四年間でいふより、その方が、皆さんどういふふうに考えられるか、私はそうい

うふりなことがいんじゃなからうかと、こういふふうに思うわけでございすけれども、考え方そのものが違ってくるかも知れませんが、そういふふうにすべきかよろしいんじゃないかと、こういふふうに思うわけです。

それからなお、そういふふうなことにつては、もちろんこれを改正するといふ意図があるとするれば、施行規則そのものの内容も、よほど検討して、微に入り細にわたって改正すべき点があるんじゃないかと、これは規則は市長がつくろんですから、条例は議会で議決しなければならぬけれども……。さらに、内容に入っていくと、先ほども私が、この条例を読みまして、業績が顕著な長期勤続の本市の吏員について行方という、とでなければ、この吏員という点について、この現在の時代として少し考える点があるかと思ひます。

御承知のように吏員は、事務吏員と技術吏員があり、主事、あるいは技師以上だと思ひます。それでそのほか、このその他の職員という雇員、傭人というものがあつて、これは二十五年、たとえば雇員、傭人をやっても除かれるわけです。除かれて、いわゆる技師とか主

事、主事補ですか、そういふふうなものになつたところから計算されて二十五年、実際には雇員、傭人というものを合せて二十五年になつても、そういふふうなものを差し引くから二十八年勤めても、あるいは二十三年にしかならないといふふりなことで、表彰のあれにはならないと思ひますけれども、そういふ点も加味合せて、ひとつそれらは検討する時期じゃなからうかと……。

それでは、いつ検討を、これをしてやたらいつかと、いふことをで申し上げるならば私はもう来年は議会の改選期でもあるし、来年の七月には、またそうしたものの自治表彰もあるでしょうし、また一般表彰もあるでしょうけれども、要は、この職員の自治功労について、特に、こうした時代でございすが、事実出ますよ、これが。これから先、幾年かたちますと、一年に自治功労者は議員もいない、ほかの行政の委員もない、職員だけ五十人、あるいは三十五人という自治功労者がずらりと並ぶことになつて、すでにわたりで御承知のように、わたりが、ここに出てきて申しわけないですけれども、わたりの関係で御承知のように、一係員、役職でない、係長でもない、課長でもない者が自治功労者と、もう二、三年で出てくると思ひます。そういふ

よりな面もいろいろ考えてもらって、この点は改正すべきもの——この本四十九号について云々と言うものではございませんか——、この福生市の表彰条例そのものについて、どういふふうな考え方なのか、それをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○議長（末次性男君） 暫時休憩いたします。

午後一時四十三分 休憩

午後二時 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○助役（古谷徳男君） 貫井議員さんの御質問に自席からお答え申し上げます。

ただいまの職員の表彰に関連する何点かの御指摘がございましたけれども、これについては、確かにこの条例が昭和三十三年にできた当時と現在とは情勢が変わっております。そういった中で、いずれの時期かには改正せざるを得ないというふうには判断もしておいたわけではございますけれども、時期

等につきましては、やはり表彰という点に関連いたしますと、個人的な問題が大きい関係することでもありますし、あるいは、こういった公平性を持たなければならぬ、このようなこともあろうかと思えます。それについては、御指摘の点につきましては、私も今後十分に検討をさせていただきます。その実施をする前には議会側とも御相談をさせていただきます。前向きに取り組んでいきたいと、かように思っております。考え方だけで細かい点は省きますけれども、以上で答弁とさせていただきます。たいと思います。

もう一つ付け加えさせていただきます。

本件につきましては、実は、この表彰につきましては、表彰審査委員会を開催したわけではございませんけれども、その委員会の席におきまして、関連の事項としてしまして、委員さんからは、いま言ったような職員の表彰の問題、その他一般表彰についての考え方、こういったこと等も非常に御意見をちょうだいしておりますので、それらもつけ加えさせていただきます。と思います。

○二十番（貫井喜代次君） ぜひそういふふうにしていただきたいと思います。

も、十分検討して改正を行いたいと言うんですけれども、私はこの検討を早期にしていただけて、できれば九月の定例会に、おそくも十二月の定例会には煮詰めて、この条例の改正とともに、この施行規則等についても資料として添付して上程されればと思ひので、なるべく早くうふうな時期までにひとつお願いしたいと思ひんですけれども、希望を申し上げておきます。

以上です。

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第四十九号は原案どおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって議案第四十九号は、原案のとおり同意いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十八 議案第五十号 福生市表彰条

例に基づく自治功労者についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

（助役 古谷徳男君 登壇）

○助役（古谷徳男君） 議案第五十号 福生市表彰条例に基づく自治功労者について御説明をさせていただきます。

本案は、昨年十二月、前議案と同じく福生市職員を退職され、また福生市大字福生五百五十番地、影山愛子氏が、お手元にご覧になりますように福生市職員として三十年三月にわたり在職され、市政に貢献されましたので、表彰条例の規定によりまして表彰審査委員に諮り、その答申を得ましたので、自治功労者として表彰をいたさうとするものでございます。

慎重御審議をいたしまして、原案どおり御決定をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長（末次性男君） 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十一号は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十一号は、原案とおり同意いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第十九 議案第五十一号 福生市表彰

条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君 登壇)

○助役(古谷徳男君) 議案第五十一号 福生市表彰条例に基づく一般表彰について、内容の説明をさせていただきます。

本案は、福生市大字熊川六百十八番地 木田正氏が、多年にわたり福生町消防団員及び福生市農業委員会委員として市政に貢献されましたので、表彰条例第三条による一般表彰に該当いたしますので、同条例の六条の規定に基づきまして表彰いたそうとするもので、これもやはり表彰審査委員会にお諮り申し上げ答申を得ておりますので一般表彰をいたそうとするものでございます。

慎重御審議をいたしまして、原案とおり御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十一号は、原案とおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十一号は、原案どおり同意いたしました。

○議長(末次性男君) 日程第二十 議案第五十二号 福生市表彰

条例に基づく一般表彰についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

(助役 古谷徳男君 登壇)

○助役(古谷徳男君) 議案第五十二号 福生市表彰条例に基づく

一般表彰について御説明をさせていただきます。

本案は、福生市大字熊川八百五十八番地 森田潤三氏が、お手元に記載の理由のとおり、他県におきまして教職を執られた後に、福生町の職員として約九年間在職し、その後文化財調査、あるいは郷土史の研究調査、これらに取り組みつつ、文化連盟の会長といたしまして十二年間、その間福生市の文化の向上に寄与されました。その業

績が顕著でありますので、表彰条例の規定により表彰審査委員会に諮り答申をいたしておりますので、一般表彰をいたそうとするものでございます。

慎重御審議をいただきまして、原案どおり御決定をくださいますようお願いを申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。これより本案に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上で質疑を終わります。お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第五十二号は、原案どおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 御異議なしと認めます。よって議案第五十二号は、原案どおり同意いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第二十一 陳情第十二号 たばこ塩事業の専売制度維持存続に関する陳情書を議題といたします。事務局として陳情書の朗読をいたします。

（島田議事係長 朗読） 別添参照

○議長（末次性男君） 朗読は終わりました。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で意見を終わります。

陳情第十二号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり、総務委員会に付託いたします。

○議長（末次性男君） 日程第二十二 陳情第十三号 多摩橋下河川敷における廃材焼却に伴う大気汚染による住民の実害に関する陳情書を議題といたします。

事務局として陳情書の朗読をいたします。

（島田議事係長 朗読） 別添参照

○議長（末次性男君） 朗読は終わりました。

本陳情書について御意見がありましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で意見を終わります。

陳情第十三号については、お手元に御配付の別紙付託表のとおり厚生委員会に付託いたします。

○議長（末次性男君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。お諮りいたします。

委員会審査のため、明十二日から二十一日までの十一日間、休会とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 御異議なしと認めます。よって明十二日から二

○ 十二日までの十一日間、休会とする事に決定いたしました。
なお、次回の本会議は、六月二十三日午前十時から開きます。
本日は、これをもって散会いたします。

午後二時二十二分 散会

○ 議長 本日は、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

○ 議長 本日は、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

○ 議長 本日は、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

○ 議長 本日は、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

陳情第十三号

多摩橋下河川敷における廃材焼却に伴う大気汚染に
よる住民の実害に関する陳情書

○ 陳情者 東京都多摩区多摩川下河川敷に於て、毎年、大量の廃材が焼却され、その結果、大気汚染が著しく、住民の健康被害が生じている。このため、焼却の禁止を求め、適切な処理方法の検討を要する。以上、陳情する。

○ 陳情者 東京都多摩区多摩川下河川敷に於て、毎年、大量の廃材が焼却され、その結果、大気汚染が著しく、住民の健康被害が生じている。このため、焼却の禁止を求め、適切な処理方法の検討を要する。以上、陳情する。

多摩川橋下の河川敷における廃材焼却に伴う煙害により、私達住民は深刻な実害を受けております。

特に夏場は風向きの関係で悪臭、黒煙は直接に私達の地域を襲い、窓も開けておれない状態です。

焼却している廃材には、猛毒ガスを発生するプラスチック等も含まれており、何人かの子供は医師に喘息と診断され、また、気管支炎等にもしばしば罹っております。ましてや、乳幼児の肉体をどれだけ蝕んでいるかは、想像に難くありません。

私達は、最低限国民として健康な生活をおくるよう、憲法でも保障されております。

縁あつて、私達は福生市の住民となりましたが、現在のような自分達及び幼い子供達の健康を害する悪環境を一日も早く改善していただきたく、やむにやまれぬ気持ちでお願い申し上げます。

また、すぐそばには市営プール、体育館、公園、福生高校等の公共施設等もあり、そこを利用する市民にとつても被害は相当広範囲にわたる点を考えれば、事は重大です。

河川敷内での廃材焼却をやめさせるにつきましては、過去の経緯、相手の生活等、難しい事もありましようが、私達家族が実際に健康を害しているという私達の苦しい立場を御

配慮いただき、一刻も早い解決をお願いする次第です。

なお、この件に關しましては、昭和五十三年十一月二日に、石川常太郎前福生市長より回答はいただいておりますが、その後解決もされておらず、再度、お願いするものです。

記

一、有害物の焼却を即時中止させること

一、そのためには、関係機関が断固たる態度で臨むこと

昭和五十七年六月九日

陳情者代表

多摩橋下の有害焼却による被害者の会

福生市北田園二の十三の十四

大本 豊 ㊦

福生市北田園二の十三の四

木下正志 ㊦